

はじめに

『史記』には扁鵲倉公列伝がある。紀元前の伝説の名医・扁鵲のエピソードが紹介され、彼の〈治療世界〉の様子を知る手掛かりとして貴重である。⁽¹⁾ また、『後漢書』方術伝、及び『三国志』魏書には、後漢末から三国時代初期にかけて活躍した名医・華佗のエピソードが記録され、彼の〈治療世界〉の詳細を知るよすがとして重宝されている。⁽²⁾ そして、この二つの〈治療世界〉をつなぐ位置に淳于意の〈治療世界〉が存在する。

淳于意のことをまとめて紹介しているのも『史記』扁鵲倉公列伝である。司馬遷は扁鵲と倉公つまり淳于意の二人を並べ併せて一つの章を立てた。この二人をもって過去の名医の典型としたのである。扁鵲倉公列伝の倉公部分は、①淳于意の紹介、②医療裁判の顛末、③文帝による質疑応答、となっている。記述内容の大半を占めている③が、所謂、「淳于意カルテ」と呼ばれるもので、従来はこの部分をめぐって彼の治療内容がさまざまに検討されてきた。⁽³⁾ 本論文ではこれまであまり注目されなかった①と②を説話として読み、解釈を試みる。

第一章 淳于意の〈治療世界〉が記録に残った間接事情

そもそも名医の〈治療世界〉は記録に残り難い。なぜならそれは秘密の世界だからである。相伝を受ける極めて限られた数の弟子が知るばかりである。或いは名医の治療を受けた患者が自分の心身に〈治療世界〉の記憶を体験としてとどめる。ではそうした極秘の〈治療世界〉がなぜ正史に記録されているのだろうか。その前提となった事情が二つあった。

第一節 医療裁判の顛末

『史記』扁鵲倉公列伝には淳于意の行状について次のような記述がある。⁽⁴⁾

○左右に諸侯に行遊して、家を以て家と爲さず、或いは人の爲に病を治せず。病家 是を怨む者多し。文帝四年中、人 上書して意を言ふに刑罪を以てす。傳して西のかた長安に之くに當す。

齊の都・臨淄^{りんし}に住み、立派な治療師として人々から評価を得ながら、彼は自分の家である治療場を留守にして、あちこち諸侯の地に旅をしていた。それはもちろん研鑽のためでもあろうし、諸侯からの招きも断り難い。しかし、臨淄の患者からしてみれば自分たちの存在が軽く扱われているということになる。なかには淳于意の留守中に重症に陥った人、死亡に至った人がいたかも知れない。そうした人のうちには淳于意に診てもらえなかったことが原因であると思った人もいたに違いない。細かいことはわからないが、彼は訴えられたのである。そして有罪とされ、駅伝車に乗せられて、遠く西方の都・長安に護送されることになった。

○意に五女有り。随ひて泣く。意 怒り罵りて曰く、子を生子男を生まざるなり。緩急に使ふべき者無しと。是に於て少女緹縈 父の言を傷み、乃ち父に随ひて西す。上書して曰く、妾の父 吏爲るや、齊中其の廉平を稱す。今 法に坐し刑に當す。妾 切に痛む。死者は復た生く

べからず。而して刑者は復た續ぐべからず。過ちを改め自ら新たにせんと欲すと雖も、其の道に由莫し。終に得べからず。妾願はくは、入身して官婢と爲り、以て父の刑罪を贖ひ、行なひを改め自ら新たにするを得しめんと。書聞す。上其の意を悲しみ、此の歳中に亦た肉刑の法を除く。

淳于意には五人の娘がいた。娘たちは父のあとにすがって泣いた。彼は息子がいたら頼りになったであろうにと怒り罵った。このとき、末娘の緹縈が父親をかわいそうに思い、父の西行に同行した。そして時の皇帝・文帝に手紙を書いた。娘の年齢はわからないが、父を思う切々たる文面である。「私の父は役人として齊の国では清廉公平と評判でした。しかし、このたび法に触れ肉刑を受けることになりました。私が痛ましく思いますことは、死刑になった人は生き返ることができませんし、肉刑を受けた人は体をもとのようにつなぐことができません。過ちを悔い改め、心を入れ替えてやり直そうと思っても、もはやすべがありません。それでおしまいです。どうかお願いでございます。私の身をはした女としてお買い上げくださいませ。そのお金で父の罪を贖い、父が行ないを改め、また新たにやりなおせるようにしていただきとうございます」。飾りのない純真な心から書かれたこの手紙を皇帝がご覧になると、娘の気持ちを不憫にお思になり、淳于意の罪を許したばかりでなく、この年のうちに肉刑の法をも廃止した。『史記』にはそう書かれている。

緹縈が父親を救ったこの話は、その後、人々に感銘を与え、さまざまな形で伝えられた。その一つとして前漢・劉向の『列女伝』には以下のようにある。⁽⁵⁾

○齊の太倉女は、漢の太倉令淳于公の少女なり。名は緹縈なり。淳于公 男無く、女五人有り。孝文皇帝の時、淳于公罪有り、刑に當す。是の時、肉刑尚ほ在り。詔獄して長安に繋がんとなす。行くに當たり會々速せんとするに、公罵りて曰く、子を生むも男を生まず。緩急に益有るに非ずと。緹縈自ら悲泣して其の父に隨ふ。長安に至り、上書して曰く、妾の父 吏爲り。齊中皆廉平を稱す。今法に坐し刑に當す。妾傷む。夫れ死者は復た生くべからず。刑者は復た屬ぐべからざるを。過ちを改め自ら新たにせんと欲すと雖も、其の道に由無きなり。妾願はくは、入身して官婢と爲り、以て父の罪を贖ひ、自ら新たにするを得しめんと。書奏す。天子其の意を憐悲し、乃ち詔を下して曰く、蓋し聞く、……(詔の内容は後述)……。淳于公遂に免るるを得。君子謂へらく、緹縈の一言、聖主の意を發けり。

劉向は女性の史伝を集めて『列女伝』を編んだ。この「娘緹縈救父説話」とも言うべき話は弁説の通った女性の話として弁通伝に分類・採録されたのである。緹縈の上奏によって父・淳于意が放免されたのみならず、肉刑制度そのものを廃止させるに至ったことを称賛する意図が劉向にはあったのであろう。

ともあれ、緹縈の手紙がなければ、おそらく淳于意はその身に肉刑を受けていたはずであった。入れ墨を施す「黥」、足を切る「刖」、鼻を削ぐ「劓」、去勢する「宮」、…、肉刑にはさまざまな種類があった。いずれも死刑ではないが、いったん刑を受ければ一生涯犯罪人として扱われる。それは社会生活が大幅に制限されることを意味する。収入を得る道も狭められるであろう。収入を得ても物を売ってくれる商人がいなくても知れない。それで生活に行き詰まって窃盗でも傷害でも事件を起こせば、今度は反省もなく再犯に及んだことになるから死刑に処される可能性が高い。つまりはすべての刑罰は死刑と連続していたのである。現在のように罰金や懲役などの

刑罰と死刑とが一線を画し、不連続になっているのとは大いに異なる。淳于意がこのような肉刑を受けて治療師としてのみならず社会人としての生命を絶たれてしまう寸前に、この娘は父親を救ったのであった。奇跡としか言いようがない。しかし、この奇跡が起こったことには、もう一つ別の事情が絡んでいた。

第二節 文帝の政治姿勢

周知のごとく、漢王朝は、秦王朝の崩壊後、劉邦と項羽による漢楚争覇を経て前202年に成立した。劉邦は初代皇帝・高祖（在位：前202～前195）として王朝の基礎を創ったが、後継の第二代・恵帝（在位：前195～前188）の頃から政権の中心に高祖の正室・呂后が大きな位置を占め、後世に呂后専横として悪名高い政治が運営された。呂后は王統・劉家よりも呂家の人々を優先して政治に参加させ、呂氏繁栄の阻害となる王族・功臣を酖毒惨殺・幽閉悶殺などして排除し、皇帝には幼い第三代・少帝恭（在位：前188～前184）を擁立、やがて廢殺、続いて幼い第四代・少帝弘（在位：前184～前180）を擁立、と操作を繰り返した。しかし、呂后が前183年に死ぬと朝廷の重臣たちによって呂氏一族は誅滅されるに至った。この混乱を收拾し、劉家の血統を保ち、政治を刷新する期待を担う人物として、高祖の血を引く代王・劉恒が浮上した。その代王に重臣たちは即位を懇請した。代王ははじめ固辞したがのちに許諾して即位に至る。その状況を『史記』呂后本紀に見れば、⁽⁶⁾

○大臣皆曰く、……代王は方今 高帝の^{げんし}見子にして、最も長じ、仁孝寛厚なり。太后の家 薄氏は謹良なり。且つ長を立つるは故に順なり。仁孝を以て天下に聞ゆるは便なりと。^{すなは}廻ち相ひ^{ひそ}興に共に陰かに人をして代王を召さしむ。代王 人をして辭謝せしむ。^{さいへん}再反し、然る後、六乗の傳に乗り、後の九月晦日己酉、長安に至り、代の邸に舍す。大臣皆往きて謁し、天子の^じ璽を奉じて代王に上つり、共に^{そんりふ}尊立して天子と爲す。代王 ^{しばしば}數々讓る。羣臣固く請ひ、然る後に聽く。

高祖の現存する子のなかで年長であること、性格の円満、家柄の良さなどを比べて、他に適任のかたはおられませんと重臣たちは懇請する。代王は辞退するが再三の懇願を遂に承諾する。そうした様子が簡潔に書かれている。

かくて前180年、第五代・文帝は即位した。そして漢王朝の再建をめざして各種の政策を実行していった。『史記』孝文本紀にはその詳細な記述がある。⁽⁷⁾ まず、高祖に従って建国に尽くした功臣の生き残りである陳平を左丞相、周勃を右丞相に据えて、国家創業の正統を継ぐ体制を整える。次に、呂氏一族が奪った斉や楚の故地を元の所有者に与え、名誉を回復し、高祖以来の功臣には恩賞を与える。また、罪人の父母・妻子・兄弟の連座制度を解き、政道を誹謗することは罪無しとして、政策に対する直言極諫を許す、などして苛酷な法運営を改める。さらには軍事費を可能な限り削る。概してその施政の初期は呂后専横による政治不安を解消する政策を次々と断行していった時期であった。こうして文帝が即位して十年ほどを経た頃、淳于意の医療裁判が起きたのである。そして、文帝は淳于意の末娘・緄縈の切々たる文面を眼にした。『史記』孝文本紀にはこのときに文帝が発した詔勅が記録されている。

○乃ち詔を下して曰く、蓋し聞く、^{いうく}有虞氏の時は、衣冠に^{あが}畫き、章服を異にし、以て^{はづか}僂しめと

爲し、而して民、犯さざりき。何となれば則ち至治なりければなりと。今法に肉刑三有り。而も姦止まず。其の咎安くにか在る。乃ち朕が徳薄くして教へ明らかならざるに非ずや。吾甚だ自ら愧づ。故に夫れ馴道純ならずして、愚民焉に陥る。詩に曰く、愷悌の君子は民の父母なりと。今人、過ち有り。教へ未だ施さずして刑焉に加ふ。或いは行ひを改めて善を爲さんと欲すとも、道由母きなり。朕甚だ之を憐れむ。夫れ刑支體を斷ち、肌膚を刻み、終身息せざるに至るは、何ぞ其の楚痛にして不徳なるや。豈に民の父母たるの意に稱はんや。夫れ肉刑を除け、と。

聞くところによれば、有虞氏帝舜の時代には、政治が至上のものであったがゆえに、罪人の衣冠に色や模様をつけて衣服を異にして辱しめとしただけで、民は罪を犯さなかった。しかし今は、法として肉刑が三項目あるのに犯罪はやまない。その咎はどこにあるのであろうか。それは朕の徳が薄く、訓導が明確でないからであろう。朕は甚だ恥ずかしく思う。そもそも教化が純良でないから愚民は罪に陥るのである。『詩経』（大雅沔酌篇）に『和楽安易の徳のある君主は民の尊び親しむ父母である』とある。今、民に過失があると教化を施さないうちに刑罰を加える。或いは民が行ないを改め、善行をなそうとしても、すべが無い。朕はこの事を甚だ憐れに思う。いったい刑罰は手足を斷ち切り、皮膚に傷つけ、生涯もとには戻せないものであって、何と痛ましく、不徳のことではないか。これでは、どうして民の父母たる君主と言えようか。早速にも肉刑を廃止せよ。

呂后が行なった恐怖政治による世情不安を払拭しようとしていた文帝が、あの緹縈の嘆願を採り上げない道理はなかった。はたして文帝は淳于意を救ったのみならず、これを契機に残忍な肉刑そのものの廃止を命じた。温情こもる仁政を布く上で象徴的な事件である。

末娘・緹縈の手紙が文帝の心を動かしたこと、文帝が新進気鋭の皇帝として自他ともに期待のもとに施政を展開していたこと、この二つのことがタイミング良く重なることによって淳于意は医療裁判による肉刑から脱したのである。まさに奇跡であった。そして淳于意の〈治療世界〉が正史に記録をとどめたのには、これらの事情は間接的なものであり、実はもっと重要な直接事情があったのである。

第二章 淳于意の〈治療世界〉が記録に残った直接事情

中国医学の歴史の流れのなかには、扁鵲や華佗やその他にもたくさんの特徴的な名医がそれぞれの〈治療世界〉を創った。そしてそうした個性的な〈治療世界〉はつながって〈治療世界系列〉とも呼ぶべき線を成している。それはあたかも中国文化という体を貫く〈経絡〉のようなものである。

しかし、治療活動は本来が地味なものである。眼前に次々に現れる〈病〉に黙々と取り組む。同じような患者が続けて来院しても、同じ治療を繰り返すだけである。単調な日々であるかも知れない。だから、すばらしい治療をしていても歴史上では目立たない治療師もいる。歴史に埋もれたそうした治療師の〈治療世界〉の記録が残って現代の我々が手にするには多様な要件が重なることが必要である。太古の生物が、温度や湿度やその他の諸々の条件が重なって化石となり、

発掘されて現代の我々の眼にふれるのに似ている。淳于意の〈治療世界〉が記録に残ったのにも前述の事情にもう一つ重なった別の事情があった。

第一節 文帝による下問

淳于意は肉刑に処されることを救われて、臨淄の自宅に戻った。治療活動を再開したことだろう。そしてどれだけの月日が経過したかは不明であるが、文帝から呼び出しがかかった。『史記』扁鵲倉公列伝にその描写を見ると、

○意 家居す。詔して召し、爲に治する所の病、死生の驗ある者幾何の人ぞ、主の名を誰とか爲すを問ふ。詔して問ふ。故の太倉の長 臣意 法伎の長ずる所、及び能く病を治する所の者、其の書有りや、有る無しや、皆安くにか學を受くる、學を受くること幾何の歳ぞ、嘗て驗する所有るは何れの縣里の人ぞ、何の病ぞ、醫藥の其の病を已やすの狀 皆何如、具悉して對へよと。

文帝は詔を発して淳于意を都に呼んだ。そして、これまでの治療実績・得意領域・著述業績・伝授由来などを事細かに訊ねた。漢朝の皇帝自身がわざわざ一治療師を召喚して下問するこうした行為はこの時代としては異例のことである。これはまた何故であろうか。

知識人は知識の全体を見据える位置に自分を置きたいと思うものである。全体がどのような構成になっているのか、それを知ったうえで個々の部分の持つ意味がはじめて理解できる。しかし、書店や図書館に行けば書籍や資料が整理されて並ぶ現代とは異なり、こうした古い頃の中国では、まず、知識の全体が容易にはわからない。だから収集できるだけの情報を取り込むしかない。知識人はその意味で貪欲かつ必死であった。文帝もその知識人の一人であった。まして政局と世情の混沌に秩序を回復し、可能な限りより高質な秩序へと高めてゆく責務を強く認識していた。そのためには医学の知識も役に立つだろう。一治療師から学ぶのも厭わない。本来ならば、秘伝として師から愛弟子にのみ伝授されてゆくものであるが、受刑者・淳于意を救った皇帝自身の質問である。何一つ隠すことなく答えてくれるに違いない。これが知識人・文帝の基本的な心理であったと思われる。

文帝の下問に淳于意は次々に答えてゆく。

○意 少き時より醫藥を喜む。醫藥の方、之を試みるに驗あらざる者多し。高后八年に至り、師の臨菑元里の公乗陽慶に見ゆるを得。慶 年七十餘なり。意見ゆるを得て之に事ふ。意に謂ひて曰く、盡く而の方書を去れ。是に非ざるなり。慶に古先の道有り。黄帝・扁鵲の脈書を遺傳す。五色もて病を診し、人の生死を知り、嫌疑を決し、治すべきを定む。及び藥論の書甚だ精し。我が家は給富なり。心 公を愛す。盡く我が禁方の書を以て悉く公に教へんと欲すと。臣意 即ち曰く、幸甚だし。意の敢へ望む所に非ざるなりと。臣意 即ち席を避けて再拜し、謁して其の脈書上下經・五色診・奇咳術・揆度・陰陽外變・藥論・石神・接陰陽禁書を受く。受け讀みて之を解驗することほぼ一年ばかりなり。明歳、即ち之を驗するに驗有り。然れども尚ほ未だ精ならざるなり。之に要事すること三年ばかり、即ち己に嘗み、人の爲に治し病を診し、死生を決するに驗有りて、精良なり。今慶 已に死して十年ばかりなり。臣意 年三年を盡し、年三十九歳なり。

公乗陽慶なる人物から医術を学んだこと。黄帝・扁鵲の脈書をはじめとする書物を授かったこと。その後の研鑽を経て医師になったことなどを答えている。ここに「黄帝・扁鵲の脈書」とあるうちの「黄帝」は『黄帝内経』とつながりが濃いものであろうと思われる。この時にそうした名称で呼ばれる医書が存在していたことを表している。

これに続いて淳于意が語るところが所謂「淳于意カルテ」と呼ばれる二十五件の「診籍」、つまり治療記録である。その内容は本論文の扱うところではないので略するが、長い口述の末に淳于意は語る。

○臣意曰く、他の診して死生を期決する所、及び治し^い已す所の病 衆多なるも、久しくして頗る之を忘る。盡く識す能はず。敢へて以て對へずと。

これ以外にも多くの治療例があること、しかし、久しい以前のことであって詳しく覚えていないがゆえにお答えできないと説明している。こうして淳于意が思い出せる限りの治療例を語り尽くした後も、文帝の下問は角度を変えて続く。

○臣意に問ふ。診治する所の病、病名多く同じくして 診 異なり、或いは死し或いは死せざるは何ぞや。

診察治療した病気には、多くの場合、病名が同一でありながら診断が異なったり、助かる者、助からない者があるのはなぜか。

○臣意に問ふ。病を期し死生を決する所、或いは期に應ぜざるは何の故ぞ。病状から死期を予測しても、そのとおりにならないことがあるのはなぜか。

○臣意に問ふ。意の方 能く病の死生を知り、薬用の宜しきを論ず。諸侯王・大臣 嘗て意に問ふ者有りやいなや。文王の病む時に及び、意に診治を求めざりしは何の故ぞ。

そなたは助かるか助からないか病気の診断をし、適した薬もわかるようだが、諸侯王や大臣のなかにそなたに診察を頼んだ者があったか。斉の文王（諸侯王の一人。劉則。斉の王として文帝二年（前178）から十四年間在位）が病気の時、そなたに診察と治療を依頼しなかったのはなぜか。

○臣意に問ふ。文王の病を得て起^たたざる所以の状を知るか。

文王が病気になって、再起できなかった事情を知っているか。

○臣意に問ふ。師の慶は安くにか^{いづ}之を受く。齊の諸侯に聞こゆるやいなや。

そなたの師の陽慶はどこで医術を学んだのか。陽慶の名は齊の諸侯に知れわたっていたか。

○臣意に問ふ。師の慶は何ぞ意を見て意を愛し、悉く意に方を教へんと欲せしか。

陽慶はなぜそなたに会ってそなたが気に入り、医術をすべて教授しようとしたのか。

○臣意に問ふ。吏民に嘗て意の方を學び、畢るに及び盡く意の方を得たる者 有りやいなや。何れの縣里^{いづ}の人ぞ。

かつてそなたに師事し、そなたの医術をすべて学び終えた者はいたのか。どこの者か。

○臣意に問ふ。病を診して死生を決すること能く全く失する無きか。

病気を診察して死生を予測して、すべてはずれないということがあり得るのか。

文帝の下問は矢継ぎ早であったかのように『史記』には並べられている。実際は複数回数の面談が行われたのかも知れないが、文帝は思いつく限りのことを素直にかつ積極的に訊ねている。秘密の扉を開けた感動と、知識への渴望がこの下問に表れている。しかし、文帝は政治家たる皇

帝であって、治療師ではない。その文帝をしてこれほどまでに詳細な質疑をせしめた特殊な心理がさらに深い心の底にあったのではないだろうか。

第二節 黄帝との対比

医学書『黄帝内经』は数多くの論文を集めた論文集の形である。現行のものは『素問』八十一篇（うち二篇は散佚）と『靈樞』八十一篇の合計百六十二篇の論文から成っている。これらの論文群は到底一人の著者の手になったものではありえない。また内容の齟齬もあり、かなりの時代幅が想定されている。もとより個々の論文がいつ誰によって書かれたかは不明であって、実際には現存の論文群を上回る数の論文が書かれて、長い歳月の間に淘汰・収斂されていったのであろうことは想像に難くない。石田秀実によれば、司馬遷が『黄帝内经』という名称を『史記』の中に記していないことからして、『黄帝内经』の構成原型となる論文群が存在したのは司馬遷の没年（前86）以前であり、前漢・成帝の河平三年（前26）に書物の収集と校訂が行われた時には『黄帝内经』として改めてまとめられたのであるから、論文群が『黄帝内经』の名称のもとにまとめられたのは、前86年頃から前26年頃までの約六十年の間であったと言う。⁽⁸⁾つまりは、それらが『黄帝内经』という形になっていったのはこの文帝と淳于意の時代であることになる。淳于意が公乗陽慶なる人物から授かった前述の「黄帝・扁鵲の脈書」もこうした論文群のうちに含まれるのかも知れない。

『黄帝内经』の諸論文の多くは黄帝が医師・岐伯、雷公、少師、伯高、少俞らと対話する形式で記述されている。⁽⁹⁾ 黄帝の存在自体が架空のものであって、その黄帝と医師との対話の形に仮託して後世の学者が書いた医学論文である、そう看做するのが従来の解釈であった。しかし、見方を変えて、史実を超えた説話として改めて見るならば、医師ではない伝説の名君・黄帝が医術について名医たちに訊ねる。国を治める統治者でありながら、微に入り細に亘って問い質す。その内容は日常の政治の問題を医学の領域になぞらえて対話しているようにも取れる。あたかも囲碁や将棋といった盤上の世界に現実を二重写しにして、思索を練っているかのようである。突き詰めれば黄帝は政治の世界での疲れを医師たちとの対話のなかに解消しようとしていた。現代風に言えば、黄帝はカウンセリングを受けていた。そういう姿を描写しているとも考えられる。

文帝がこうした『黄帝内经』論文群のいくつかを読んでいたとしても決して不思議ではない。施政の上でさまざまな問題が鬱積する時期に、人々に望まれて皇帝に即位した文帝はこうした医学論文からも何か手掛かりを得ようとしていた。そして、ある日ふと気づいた。「自分は治療師・淳于意にその秘伝の医術の何をどう問い質してもよい立場にいるではないか。自分は黄帝に等しいのだ。」そう気づいた文帝は再び淳于意を長安の宮中に呼んだ。黄帝が医師・岐伯たちに問う姿に自分を重ねて思いつく限りのことを問う。文帝にとってこれは大いなる愉快、大いなる自己治療だったに違いない。「自分はいにしへの黄帝のようにこの国を治めてゆけばよいのだ。」そうした気概が文帝の心のなかに漲っていた。そう解釈することも可能ではないだろうか。

おわりに

中国文化の体内には多くの〈治療世界〉が互いにつながり合って流れをなしている。それは〈治療世界系列〉という〈経絡〉と看做してよいだろう。その流れの淵源を求めて紀元前に遡れば扁鵲の〈治療世界〉がある。それから時代を下って後漢末から三国時代初期にかけてまで来れば、華佗の〈治療世界〉がある。その間には綺羅・星のごとく数多の〈治療世界〉があったであろう。そのなかでひととき大きな存在感があるのが淳于意の〈治療世界〉である。そしてそれは、偶然が作用して奇跡的に記録された〈治療世界〉であった。淳于意をめぐる医療裁判が起こり、いたいけな娘の嘆願書に眼を止め、採り上げ、娘の父親を救った皇帝・文帝は政治刷新の時機にあった。そして、当時、成書過程にあった『黄帝内経』の構成論文のいくつかを読んでいたのであろう文帝は自身を黄帝に、淳于意を岐伯ほかの医師に二重写しして淳于意に次々と質問をした。こうした諸事情が重なって淳于意の〈治療世界〉は記録され今日の我々はその詳細を知ることができる。そして、文帝が淳于意に下問する『史記』のなかのこの部分をひとつの説話として読むとき、そこには、奇しくも、文帝の時代に既に『黄帝内経』そのもの、もしくは関連論文が既に存在し、その読者であった文帝の姿を想像のスクリーンに映して見ることができる。我々はここに中国医学史の流れのミッシングリンクを補う淳于意の〈治療世界〉の存在意義のひとつを見据えたのである。

注

- (1) 拙稿、「扁鵲の〈治療世界〉：虢太子蘇生説話」、『尚美学園大学総合政策研究紀要』、24、2014年3月を参照されたい。
- (2) 拙稿、「華佗の〈治療世界〉：曹操とのコントラスト」、『尚美学園大学総合政策研究紀要』、25、2014年10月、及び、「華佗の〈治療世界〉：〈全〉と〈要〉」、『尚美学園大学総合政策論集』、19、2014年12月を参照されたい。
- (3) たとえば、石田秀実、「淳于意のカルテ」（同、『中国医学思想史：もう一つの医学』、東京大学出版会、1992年7月、第3章の1）。または、山田慶児、「臨床医の精神：『史記』扁鵲倉公列伝」（同、『中国医学はいかにつくられたか』、岩波書店、1999年1月、第5章）など。
- (4) 『史記評林』巻105による。明・万曆四（1572）年に刊行されたこの書が、日本に伝来し、それ以降、研究者および漢方臨床家はこれによって淳于意のイメージを感得した。本論文はそのイメージを尊重しようと企図する。
- (5) 『列女傳』巻6 辯通傳・齊太倉女。引用は『列女傳校注』台湾中華書局による。
- (6) 『史記評林』巻9 呂后本紀による。
- (7) 『史記評林』巻10 孝文本紀による。
- (8) 石田秀実、「原『黄帝内経』と『素問』『靈樞』」（同、前掲書、第3章の6）、114ページ。
- (9) 山田慶児は黄帝の対話相手に着目して各論文の成立年代を整理・推定している。そして「黄帝－雷公」「黄帝－少師」を前漢、「黄帝－伯高」を新、「黄帝－少俞」「黄帝－岐伯」を後漢にそれぞれ割り当てている。詳しくは、山田慶児、「計量解剖学と人体計測の思想」、（同、『中国医学の起源』、岩波書店、1999年7月、第7章）、374～378ページ。